

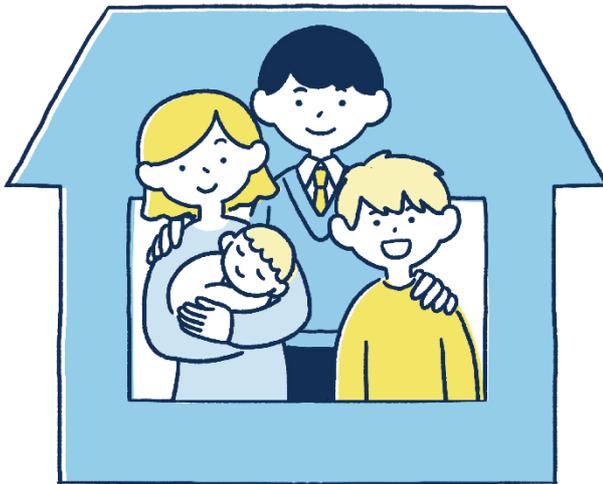
# 団体扱火災保険のご案内

(トータルアシスト住まいの保険)

## あなたの住まいと家財を 災害・事故から守ります！

団体扱契約は  
一般契約に比べて

約 **6** %  
割安!!<sup>\*1</sup>



\*1 保険期間が1年の場合に限り（保険の対象が建物の場合は築年数が1年以上の場合に限り）。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり、分割割増がかからないので約5%割安となります。また、「住まいの保険」の団体扱契約には、団体扱割引1%が適用されます。上記約6%は団体扱割引等を連算しています。なお、団体扱一時払の5%割引および団体扱割引1%は地震保険には適用されません。

### こんな事故が起こったときに保険金をお支払いします！



火災・落雷・破裂・爆発



風災<sup>ひょう</sup>・雹災<sup>ひょう</sup>・雪災<sup>\*2</sup>



水災<sup>\*3</sup>



水濡れ<sup>\*4</sup>



盗難<sup>じょう</sup>・騒擾



左記以外の  
偶発な破損事故等

\*2 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。

\*3 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。

\*4 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

#### 地震保険のご契約もおすすめします！

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。地震に対する備えの一つとして地震保険のご契約をぜひご検討ください。

※一部の火災保険では地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。  
※地震保険料は一定額を限度に所得控除の対象となります。



#### 家財補償のみでも契約できます！

家具や衣服、テレビ<sup>\*5</sup>、洗濯機、冷蔵庫等の損害は「家財」を保険の対象としてご契約いただかなければ、補償されません。家財補償のみでもご契約できますので、家財に対する備えの一つとして、ぜひご検討ください。

\*5 破損等リスクでは補償されません。



被保険者（補償を受けられる方）は、ご契約者の同居の親族等の場合でもご契約いただけます。

ご契約者は特別区に勤務し、特別区から毎月給与の支払いを受けている方に限ります。被保険者（補償を受けられる方）は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合に、ご契約いただけます。



ご注意

■退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。